

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正
  - 指定管理施設の指定の一部改正  
（以上県例規集登載）
  - 平成二十七年自衛官募集（航空学生）
  - 平成二十七年自衛官募集（一般曹候補生）
  - 平成二十七年自衛官募集（自衛官候補生）
  - 優良図書の推奨
  - 有害図書の指定
  - 指定居宅サービス事業者等の指定
  - 指定居宅サービス等の事業の廃止
- 【公告】
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
  - ” ”
  - ” ”

環境企画課  
自然環境課  
港湾課

危機管理課

”

男女共同参画青少年課

”

長寿社会課

”

建築指導課

” ”

## 目次

担当課（室）

平成27年8月11日 岡山県公報 第11710号

◎岡山県告示第三百八十八号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十七年度分の補助金から適用する。

平成二十七年八月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表環境文化部の部岡山県公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金の項の次に次のように加える。

岡山県民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金	災害に強く、二酸化炭素の排出を抑制した地域づくりの推進	民間事業者（法人格を有するものに限る。）	災害時において地域の避難所となる県内の民間施設に再生可能エネルギー発電設備等を導入するための事業	補助対象経費の三分の一以内。ただし、一千万円を限度とする。
-----------------------------	-----------------------------	----------------------	--	-------------------------------

表環境文化部の部有害鳥獣捕獲柵等設置補助金の項の次に次のように加える。

狩猟による捕獲促進事業費補助金	有害鳥獣の捕獲による農作物等の被害防止	市町村	有害鳥獣の狩猟による捕獲	一頭につき四千元以内。ただし、市町村が狩猟者に支払う額の二分の一以内
-----------------	---------------------	-----	--------------	------------------------------------

表環境文化部の部自然公園等施設整備事業補助金の項中「設置」の下に「及び整備」

1 県立自然公園  
又は国立公園内  
における事業

を加え、

補助基本額の三分  
の二以内又は二分  
の一以内

を

補助基本額の二  
分の一以内  
2 国定公園内に  
おける事業 補  
助基本額の百分  
の四十五以内

に改める。

◎岡山県告示第三百八十九号

平成十九年岡山県告示第三百六十八号（指定管理施設の指定）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十七年八月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

本則中「給水施設及び」を「給水施設、」に改め、「限る。」の下に「及び緑地（高島一号緑地、高島二号緑地、高島三号緑地、高島四号緑地、高島五号緑地、高島六号緑地、高島七号緑地及び高島八号緑地に限る。）」を加える。

◎岡山県告示第三百九十号

防衛省において採用する自衛官のうち航空学生のうち航空学生の平成二十七年度募集の要領は、次のとおりである。

平成二十七年八月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 採用自衛官の区分

航空学生（男子・女子）

二 応募資格

平成二十八年四月一日現在で十八歳以上二十一歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものであつて、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 高等学校又は中等教育学校卒業者（平成二十八年三月卒業見込みの者を含む。）
- 2 1に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者
- 3 高等専門学校第三学年次修了者（平成二十八年三月修了見込みの者を含む。）

三 受付期間

- 1 平成二十七年八月一日から同年九月八日まで
- 2 平成二十八年三月の高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付については、1にかかわらず文部科学・厚生労働両省から示された期日以降とする。

四 採用試験種目

- 1 第一次試験 筆記試験及び適性検査
- 2 第二次試験 航空身体検査、口述試験及び適性検査
- 3 第三次試験

- (1) 海上自衛隊 航空身体検査（一部）
  - (2) 航空自衛隊 操縦適性検査及び医学適性検査
- 五 志願票の請求及び提出先

市役所、町村役場、自衛隊岡山地方協力本部又は同本部出張所等

六 採用試験期日

- 1 第一次試験 平成二十七年九月二十三日
- 2 第二次試験 平成二十七年十月十七日から同月二十二日までの間のうち指定する一日

3 第三次試験

(1) 海上自衛隊 平成二十七年十一月十九日から同年十二月十六日までの間のうち

指定する一日

(2) 航空自衛隊 平成二十七年十一月十四日から同年十二月十七日までの間のうち

指定する期間

七 試験場

1 第一次試験 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 第二次試験 第一次試験の合格通知で指定する場所

3 第三次試験

(1) 海上自衛隊 自衛隊呉病院（広島県呉市）その他六箇所

(2) 航空自衛隊 静浜基地（静岡県焼津市）

防府北基地（山口県防府市）

八 採用予定月

平成二十八年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 全国採用予定人員（参考平成二十六年度）

1 海上自衛隊 約七十名（うち女子若干名）

2 航空自衛隊 約四十名（男女の区分なく能力に応じて決定）

十 その他

詳細については、市役所若しくは町村役場又は次に掲げる自衛隊岡山地方協力本部若しくは同本部出張所等に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八一三二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二一三三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四一八二二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama>

# 平成27年8月11日 岡山県公報 第11710号

## ◎岡山県告示第三百九十一号

防衛省において採用する自衛官のうち一般曹候補生の平成二十七年度募集の要領は、次のとおりである。

平成二十七年八月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 採用自衛官の区分

一般曹候補生(男子・女子)

### 二 応募資格

平成二十八年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

### 三 受付期間

- 1 平成二十七年八月一日から同年九月八日まで
- 2 平成二十八年三月の高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付については、1にかかわらず文部科学・厚生労働両省から示された期日以降とする。

### 四 採用試験種目

- 1 第一次試験 筆記試験及び適性検査
- 2 第二次試験 口述試験及び身体検査

### 五 志願票の請求及び提出先

市役所、町村役場、自衛隊岡山地方協力本部又は同本部出張所等

### 六 採用試験期日

- 1 第一次試験 平成二十七年九月十八日又は同月十九日のうち指定する一日
- 2 第二次試験 平成二十七年十月八日から同月十四日までの間のうち指定する一日

### 七 試験場

- 1 第一次試験  
  - (1) 岡山第二合同庁舎(岡山市北区下石井)
  - (2) 第一セントラルビル一号館(岡山市北区本町)
  - (3) 高梁市文化交流館(高梁市原田北町)
  - (4) 津山圏域雇用労働センター(津山市山下)
- 2 第二次試験

- (1) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）  
(2) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

八 採用予定月

平成二十八年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 全国採用予定人数（参考平成二十六年年度）

1 男子 陸上要員 約二千五百二十名

海上要員 約九百六十名

航空要員 約六百七十名

2 女子 陸上要員 約百五十名

海上要員 約四十名

航空要員 約八十名

十 その他

詳細については、市役所若しくは町村役場又は次に掲げる自衛隊岡山地方協力本部若しくは同本部出張所等に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六一〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八一三二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一三二一三三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一三二四一二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama>



# 平成27年8月11日 岡山県公報 第11710号

## ◎岡山県告示第三百九十二号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の平成二十七年度募集の要領は、次のとおりである。

平成二十七年八月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 採用自衛官の区分

自衛官候補生(男子・女子)

### 二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

### 三 受付期間

- 1 平成二十七年八月一日から同年九月八日まで
- 2 平成二十八年三月の高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付については、1にかかわらず文部科学・厚生労働両省から示された期日以降とする。

### 四 採用試験種目

- 1 筆記試験
- 2 口述試験
- 3 適性検査
- 4 身体検査

### 五 志願票の請求及び提出先

市役所、町村役場、自衛隊岡山地方協力本部又は同本部出張所等

### 六 採用試験期日

- 1 男子 平成二十七年九月十五日から同月二十八日までの間のうち指定する一日
- 2 女子 平成二十七年九月二十五日又は同月二十九日のうち指定する一日

### 七 試験場

- 1 男子
  - (1) 岡山第二合同庁舎(岡山市北区下石井)
  - (2) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地(岡山市北区宿)
  - (3) おかやま西川原プラザ(岡山市中区西川原)

(4) 陸上自衛隊日本原駐屯地（勝田郡奈義町）  
(5) 津山圏域雇用労働センター（津山市山下）

2 女子

(1) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）  
(2) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

八 採用予定月

平成二十八年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 県内採用予定者数

1 男子 陸上要員

六十九名程度

海上要員

十九名程度

航空要員

二十六名程度

2 女子 陸上要員

六名程度

海上要員

二名程度

航空要員

一名程度

十 その他

詳細については、市役所若しくは町村役場又は次に掲げる自衛隊岡山地方協力本部若しくは同本部出張所等に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

○八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

○八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

○八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

○八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

○八六一二二四一七八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pc0/okayama>

◎岡山県告示第三百九十三号

岡山県青少年健全育成条例(昭和五十二年岡山県条例第二十九号)第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。  
平成二十七年八月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	発 行 所	対 象
1	によぎによぎパッチンツめのひみつ	なかやま しげこ	少年写真新聞社	小学生(低)
2	ぼくからみると	ばば なおこ 高 木 仁三郎 片 山 健	の ら 書 店	“(低)
3	せんそう 昭和20年3月10日 東京大空襲のこと	塚 本 千恵子 塚 本 やすし	東 京 書 籍	“(中)
4	お話きかせてクリスマス	ニキ・コーンウエル 渡 谷 弘 子	文 研 出 版	“(中)
5	声の出ないぼくとマリアさんの一週間	中 山 成 子 松 本 聡 美	汐 文 社	“(高)
6	どろぼうのどろぼん	渡 邊 智 子 斉 藤 倫 佳	福 音 館 書 店	“(高)

◎岡山県告示第三百九十四号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成二十七年八月十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	月刊誌	裏モノJAPAN 9月号	鉄人社
2	〃	恋愛天国パラダイス 9月号	竹書房
3	〃	恋愛白書パスタル 9月号	宙出版
4	〃	チャンピオンード 9月号	笠倉出版社

◎岡山県告示第三百九十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十七年八月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

老人保健施設虹

2 所在地

岡山県苫田郡鏡野町古川一四〇六番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般財団法人共愛会

2 所在地

岡山県苫田郡鏡野町吉原三一二番地

三 指定年月日

平成二十七年八月一日

四 介護保険事業所番号

三三五三五八〇〇二四

五 サービスの種類

訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーション

◎岡山県告示第三百九十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年八月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

トウリハウス通所介護センター津山

2 所在地

岡山県津山市林田七七五―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社桃李の里

2 所在地

岡山県岡山市北区広瀬町二番四〇号

三 廃止年月日

平成二十七年八月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇一五三七

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

〔三二四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年八月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久代字別所二六六〇―二、二六六一―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

浅口市鴨方町六条院中八九〇―一

三宅 真平

三 許可番号

岡山県指令建指第七七号

〔三二五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年八月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字下鷺瀬五一二一七、五一二一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中島一七四一〇一（ディアス塩津D一〇八）

石井 徹男

石井 靖子

三 許可番号

岡山県指令建指第一一五号



〔三二六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年八月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字渡り二四―三、字御供間二六―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市中央二丁目五―一

株式会社角藤田

代表取締役 浅野 益弘

三 許可番号

岡山県指令建指第一三四号